

(議案その六)

平成十九年二月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

平成19年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 第82号議案 | 島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙<br>運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担<br>に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
|--------|--|---|

## 第82号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例（平成6年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「選挙運動用自動車」を「法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）」に改める。

第4条中「前条の」の次に「規定による」を加える。

第9条を第12条とする。

第8条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「ところにより算定した」を削り、「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「第8条各号」を「第11条各号」に、「ポスターの」を「法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター（島根県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

（ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者（島根県知事の選挙における候補者に限る。）は、第8条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に法第142条第1項第3号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が、同号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成に係る公費の支払）

第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円30銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 365,000円と4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

附 則

この条例は、平成19年3月22日から施行する。